

[illegible]

平成 29 年 第 3 回

別海町議会定例会会議録

[illegible]

自 平成29年 9月12日

至 平成29年 9月15日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成29年 9月12日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第65号 | 平成29年度別海町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第66号 | 平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第67号 | 別海町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第68号 | 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第69号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等規約の変更について |
| 日程第12 | 議案第70号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第13 | 議案第71号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第14 | 議案第72号 | 工事請負契約の締結について（（H28線）東富岡地区農道改良工事） |
| 日程第15 | 議案第73号 | 工事請負契約の締結について（町道中西別上風連線中之川橋外4橋梁補修工事） |
| 日程第16 | 議案第74号 | 財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車） |
| 日程第17 | 議案第75号 | 財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車） |
| 日程第18 | 議案第76号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第19 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第20 | 認定第 1号 | 平成28年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第 2号 | 平成28年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第 3号 | 平成28年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第 4号 | 平成28年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第 5号 | 平成28年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |

日程第 2 5	認定第 6 号	平成 2 8 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 6	認定第 7 号	平成 2 8 年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 2 7	認定第 8 号	平成 2 8 年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 2 8	報告第 4 号	放棄した債権の報告について
日程第 2 9	報告第 5 号	平成 2 8 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 6 5 号	平成 2 9 年度別海町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 6 6 号	平成 2 9 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 6 7 号	別海町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 6 8 号	別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 6 9 号	北海道町村議会議員公務災害補償等規約の変更について
日程第 1 2	議案第 7 0 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 1 3	議案第 7 1 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 1 4	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について（（H 2 8 繰）東富岡地区農道改良工事）
日程第 1 5	議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について（町道中西別上風連線中之川橋外 4 橋梁補修工事）
日程第 1 6	議案第 7 4 号	財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）
日程第 1 7	議案第 7 5 号	財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）
日程第 1 8	議案第 7 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 1 9	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 0	認定第 1 号	平成 2 8 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1	認定第 2 号	平成 2 8 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2	認定第 3 号	平成 2 8 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 3	認定第 4 号	平成 2 8 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 4	認定第 5 号	平成 2 8 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第25 認定第 6号 平成28年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第26 認定第 7号 平成28年度町立別海病院事業会計決算認定について
- 日程第27 認定第 8号 平成28年度別海町水道事業会計決算認定について
- 日程第28 報告第 4号 放棄した債権の報告について
- 日程第29 報告第 5号 平成28年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金
不足比率について

○出席議員（15名）

1番	小 椋 哲 也	2番	外 山 浩 司
3番	大 内 省 吾	4番	木 嶋 悦 寛
5番	松 壽 孝 雄	7番	今 西 和 雄
8番	西 原 浩	9番	沓 澤 昌 廣
10番	小 林 敏 之	11番	瀧 川 榮 子
12番	戸 田 憲 悦	13番	中 村 忠 士
14番	渡 邊 政 吉	副議長 15番	佐 藤 初 雄
議長 16番	松 原 政 勝		

○欠席議員（1名）

6番 森 本 一 夫

○出席説明員

町 長	曾 根 興 三	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	伊 藤 多加志	代表監査委員	志 賀 正 章
監 査 委 員	田 村 秀 男	選挙管理委員長	高 崎 好 藏
農業委員会会長	小 野 榮 一	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	河 嶋 田鶴枝	産業振興部長	登 藤 和 哉
建設水道部長	宮 越 正 人	病 院 事 務 長	大 槻 祐 二
会 計 管 理 者	下 地 哲	監査委員事務局長	佐 藤 敏
農委事務局長	中 村 公 一	総 務 部 次 長	今 野 健 一
産業振興部次長	門 脇 芳 則	建設水道部次長	山 岸 英 一
教 育 部 次 長	山 田 一 志	総 務 課 長	今 野 健 一
総合政策課長	佐々木 栄 典	財 政 課 長	寺 尾 真太郎
税 務 課 長	阿 部 美 幸	防災交通課長	麻郷地 聡
福 祉 課 長	宮 本 栄 一	介護支援課長	竹 中 利 哉
町 民 課 長	青 柳 茂	保 健 課 長	小 湊 昌 博
老 健 事 務 長	川 畑 智 明	農 政 課 長	門 脇 芳 則
水産みどり課長	干 場 富 夫	商工観光課長	伊 藤 輝 幸
管 理 課 長	伊 藤 一 成	事 業 課 長	小 島 実
建 築 住 宅 課	山 岸 英 一	上下水道課長	外 石 昭 博
学 務 課 長	入 倉 伸 顕	生涯学習課長	山 田 一 志
中央公民館長	石 川 誠	西 公 民 館 長	新 堀 光 行

東 公 民 館 長 内 山 宏 病院事務課長 三 戸 俊 人

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 浦 山 吉 人 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

8 番	西 原 浩	9 番	沓 澤 昌 廣
1 0 番	小 林 敏 之		

◎開会宣言

○議長（松原政勝君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから、平成２９年第３回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、１５名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席委員は６番森本議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。

８番西原議員、９番沓澤議員、１０番小林議員、以上３名を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第２ 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

８月３１日及び９月６日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で２３件であります。

提出されました議案は、平成２９年度補正予算が２件、条例の一部改正が２件、一部事務組合の規約変更が３件、工事の請負契約が２件、財産の取得の一部変更が２件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が１件、人権擁護委員候補者の推薦が１件、平成２８年度各会計決算認定が８件、放棄した債権の報告が１件、平成２８年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率報告が１件であります。

これら提出案件のうち、一部事務組合の規約変更３件と財産の取得の一部変更２件については関連がありますので、それぞれ一括議題といたします。

同様に、平成２８年度各会計決算認定第１号から第８号までの８件についても一括議題とし、「平成２８年度各会計決算審査特別委員会」を設置して、慎重な審議をすべきものといたしました。

なお、決算認定以外の提出案件については、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論、採択すべきものとしました。

また、特別委員会の構成につきましては、小椋議員、松壽議員、今西議員、沓澤議員、

中村議員、渡邊議員、佐藤議員の7名を選任すべきものと決定いたしました。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、9月12日から15日までの4日間とし、初日には、行政報告や提出案件の概要説明のあと、町長提出議案の内容説明・質疑を行うこととしました。

二日目には、一般質問を行い、三日目は休会とし各常任委員会を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明・質疑、討論・採決を行うこととしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、西原議員、中村議員、外山議員、木嶋議員、今西議員、瀧川議員の6名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程の定めに基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論を行うとともに、円滑な運営と、町民にわかりやすい質問と答弁を心がけるようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議をいたしました。

その結果は、お手元に配布のとおりであります。陳情書等の写しは、議員控室に掲出しておりますので、閲覧いただくようお願いいたします。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、議員提出案件が3件と委員会提出案件3件の計6件であります。

議員提出案件は、「EUとの経済連携協定に関する万全の対策とその確実な実行を求める意見書」について西原議員から、「核兵器禁止条約に調印し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書」について中村議員から、「地方財政の充実・強化を求める意見書」について佐藤議員から、それぞれ提出されます。

次に委員会提出案件は、「道路の整備に関する意見書」について産業建設常任委員会から、「安全・安心の医療・介護の実現と労働環境の改善に関する意見書」については福祉医療常任委員会から、また、『道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書』については、総務文教常任委員会から提出されるものであります。

いずれも、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、「反問権」についてであります。町長ほか職員が議長の許可により、議員の質問に対して、論点・争点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、町民の皆様によりわかりやすくするために導入したものであります。

町長を初め、執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解していただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会での協議した内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月15日までの4日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長(松原政勝君) 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第5 行政報告

○議長(松原政勝君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(曾根興三君) おはようございます。

本日、平成29年第3回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、時節柄、大変お忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

定例会開会に当たり、行政報告を申し上げます。

まず初めに、産業の動向についてでございます。

酪農畜産情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は本年1月から7月末で27万7,000トン、これは対前年比98.5%。額で言いますと273億3,000万円、これは対前年比100.2%となっております。

乳量は、昨年の天候不順によります飼料の質の低下が減量の主な要因と考えられておりますが、乳代につきましては、単価の上昇により前年実績を上回っている状況でございます。

牧草の生育状況につきましては、8月上旬の天候不順にもかかわらず、9月1日現在で、平年より2日早く、収穫作業も平年より2日早く進んでおります。

また、飼料用トウモロコシでございますけれども、こちらも同じく、平年より2日早い生育状況となっております。

家畜の暑熱被害についてでございますけれども、ことしの夏は、日射病や熱射病の発症は、これまでのところ確認されておられません。おおむね順調に推移しているというところでございます。

次に、水産業の状況についてでございます。

野付、別海両漁協における本年8月末までの漁獲量は、対前年比で86%、金額で申し上げますと70%。これは総額で29億9,000万円の減額となっております。要因といたしましては、春のホタテ貝の水揚げ高の減少が影響しているものと考えております。

また、夏の北海シマエビ漁は操業前の資源調査の結果から、昨年を14トンほど下回る計画で、6.4トンの漁獲計画で操業が始まりました。計画数量を漁獲して、夏漁を終えております。

資源量の減少については、昨年夏に相次いだ台風等の影響で、増水した川から大量の真水が湾内に流入してことによります塩分濃度の低下やエビのすみかとなるアマモの減少など、生育環境の悪化が要因であろうというふうに考えられております。

来月には秋エビ漁が漁期を迎えることから、資源の回復に向かうように期待をしているところでございます。

本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁は、9月5日から網が入りまして、8日から本格操業が始まっております。

現在の水揚げ状況としましては、低調な滑り出しではありますが、価格は昨年を大きく上回っており、今後の本格的な操業に向け、来遊状況や価格の動向に注意すると同時に期待をしているところでございます。

次に、商工業と観光についてでございます。

別海町中小企業振興行動指針に基づき、担い手育成の一環として、昨年に引き続き、7月に別海高校生と地元企業との懇談会、また、8月には別海高校生の大学視察研修を実施いたしました。

懇談会には生徒10名と地元企業8社が参加いたしました。生徒と企業の直接対話は、業務の内容や職種への理解が深まり、地元企業への就職希望者の増加や就職後の早期離職防止の一助になるものというふうに考えているところでございます。

また、4年目となります大学視察研修は14名の生徒が参加し、北海道大学など6校の視察を行いました。参加した生徒の向学心や向上心が培われ、将来の担い手として中小企業振興につながるものと、これも期待をしております。

次に、観光客の入り込み数についてでございますけれども、7月末現在で11万9,100人で、前年より7,100人ほど増加しております。これは、大手旅行会社が羅臼町から根室市にかけてのキャンペーンツアーなどを実施していることから、野付半島や道の駅おだいとうの入り込み数がふえたことが要因と考えております。

なお、6月24日と25日に開催いたしました第57回えびまつりには、2万2,000人が訪れました。初夏の味覚を堪能していただきました。

次に、建設工事等の発注状況でございますけれども、土木、建築、上下水道部門の発注件数は合計で154件、約26億6,500万円の契約締結を完了させております。

このうち工事につきましては、発注は98件、執行率は87%。9月末までには95%程度を執行する予定となっており順調に推移しております。

また、業務委託につきましては56件、60%と、工事に比べますと低い執行率にはなっておりますけれども、除雪など冬期の業務が控えているということから、おおむね予定どおりの進捗状況となっております。

次に、児童生徒にかかわる就学援助についてでございます。

6月定例会において、教育委員会で調査、検討するとしておりました就学援助、これの新入学・学用品費の早期支給については、保護者の負担軽減のために必要な時期に速やかな給付を行うこととし、平成30年度入学者、この次の入学者からでございますけれども、入学準備金として入学前の3月に支給することと考えております。

また、要保護児童生徒、・援助費補助金の単価が改正になったことから、準要保護の単価を本年4月にさかのぼりまして改正をし、差額の支給をあわせて行うことといたしました。

関係する補正予算につきましては、本定例会に提案しておりますので、議員各位の御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、日米共同訓練についてでございます。

8月23日開催の第6回全員協議会の中で、日米共同訓練の概要及び実施状況等について説明をさせていただきましたけれども、8月27日をもって矢臼別演習場における全ての訓練が終了いたしました。

最終的な訓練内容でございますが、高機動ロケット砲システム、通称ハイマースでございますけれども、これを初めとする実弾射撃訓練は8月19日から27日まで実施されまして、うち夜間射撃は六日間実施されております。

また、パラシュートを用いました空挺降下訓練については8月の20日に実施をされました。

この間、町の対応としましては、空挺降下訓練とハイマースの訓練予告があった日に職員を演習場現地に派遣をして、訓練の状況確認を行いました。

いずれも通常の陸上自衛隊が行います訓練と比較いたしまして、射撃音等を含め周囲に対する影響は大きいほうではないことを現地で確認をしたところでございます。

なお、9月1日をもって全ての隊員及び機材の移動が完了したと報告を受けたところでございます。

町では、これまでも訓練の情報収集や情報提供などに努めてまいりますが、今後も必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

◎提出案件の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第6 提出議案の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が12件、諮問が1件、認定が8件、報告が2件でございます。

まず最初に、議案第60号は「平成29年度別海町一般会計補正予算」でございます。普通交付税の交付額の決定による増額や、歳出ではインフルエンザ予防接種調整事業など新たに追加される事業、または既存事業での増額が見込まれるため7,790万円を増額補正するものでございます。

議案第66号は「平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算」ですが、平成28年度決算額の確定及び介護給付費見込み額精査に伴い1,990万円を減額するものです。

議案第67号「別海町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、別海町交通安全指導員の定数を変更するため条例の改正を行うものです。

議案第68号「別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」は、このたび公営住宅法等の関係法令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第69号の「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、議案第70号の「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、及び議案第71号の「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、いずれも組合の構成団体のうち2団体が名称を変更したことに伴い、それぞれの組合から規約変更の協議があったものでございます。

議案第72号及び議案第73号の「工事請負契約の締結について」は、8月23日及び9月5日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて議会の議決を求めるものです。

議案第74号及び議案第75号の「財産の取得の一部変更について」は、平成29年6月23日第2回定例会において、議決を経て締結した小型動力ポンプ付水槽車の取得価格に変更が生じたことに伴い、契約金額を変更したいので議会の議決を求めるものです。

議案第76号は「辺地に係る公共的施設の総合整備各整備計画の変更について」でございます。本案は西春別辺地及び上春別辺地に係る総合整備計画について、平成30年度以降に整備を行う農道3路線を新たな事業として追加し、辺地対策事業債の予定額等を変更するものであります。

諮問第1号は「人権擁護委員候補者の推薦について」です。本年12月31日をもって、人権擁護委員1名の任期が満了となることから、法務大臣への候補者の推薦について議会の意見を求めるものです。

次に、認定第1号から認定第8号までの8件は、「平成28年度各会計決算の認定について」です。地方自治法の規定に基づき、各会計の決算について監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

報告第4号は「放棄した債権の報告について」です。別海町債権管理条例に基づき、平成28年度中に放棄した債権について議会に報告するもので、報告第5号は「平成28年決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について」です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査の意見を付して議会に報告するものでございます。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7　議案第65号から日程第19　諮問第1号までの13件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第7　議案第65号から日程第19　諮問第1号までの13件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7　議案第65号

○議長（松原政勝君）　日程第7　議案第65号平成29年度別海町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君）　議案第65号の内容説明をいたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

平成29年度別海町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ172億7,290万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第2表 地方債補正」による。

次に、2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。「歳入」で補正額の欄で申し上げます。

9款地方特例交付金、1項で78万円の増。

10款地方交付税、1項で2億3,651万6,000円の増。

14款国庫支出金、1項と2項で625万3,000円の増。

15款道支出金、1項と2項で1,145万2,000円の増。

16款財産収入、1項と2項で344万3,000円の増。

17款寄附金、1項で5,005万円の増。

18款繰入金、1項で1億7,670万円の減。

19款繰越金、1項で574万3,000円の増。

20款諸収入、5項で48万6,000円の増。

21款町債、1項で6,012万3,000円の減。

歳入合計で7,790万円を追加し、歳入予算の総額を172億7,290万円とするものです。

3ページにお進みください。「歳出」です。

2款総務費、1項で3,129万9,000円の増。

3款民生費、1項と2項で1,026万7,000円の増。

4款衛生費、1項で550万7,000円の増。

6款農林水産業費、1項と2項で316万円の増。

7款商工費、1項で482万3,000円の増。

8款土木費、2項で900万円の増。

10款教育費、2項、3項及び6項合わせまして1,384万4,000円の増。

歳出合計で7,790万円を追加し、歳出予算の総額を172億7,290万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」です。

今回の補正は、「追加」と「変更」するもので、「追加」は3件となります。

1件目、「協和第1地区基盤整備促進事業」は、限度額「1,200万円」。

2件目、「上西別地区基盤整備促進事業」は、限度額「800万円」。

3件目、「恩根内地区基盤整備促進事業」は、限度額「1,600万円」で、いずれも起債の方法は、「普通貸借又は証券発行」。

利率は、「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法は、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」というものです。

なお、本3件につきましては、いずれも「基盤整備促進事業」で、来年度の補助採択要

望を行うための調査設計委託料について地方債を起こすものです。

次に、「変更」は11件となります。

「南1号地区基幹農道整備事業」から「開南地区農道整備事業」までの10事業につきましては、「道営農道整備事業費」の見込み額通知に伴いまして、それぞれ限度額を増減するものです。

表の1番下になります「臨時財政対策債」は、額の確定により補正前の限度額から5,172万3,000円を減額し、補正後の限度額を「4億827万7,000円」とするものです。

「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」につきましては変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

4ページ1番下になりますが、合計では、補正前の限度額「16億2,400万円」から6,012万3,000円を減額し、補正後の限度額を「15億6,387万7,000円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、「1. 総括」は省略させていただき、「2. 歳入」から御説明いたします。

7ページをお開きください。

「2. 歳入」です。目の欄及び補正額の欄で御説明いたします。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金78万円の増及び次の表、10款地方交付税、1項1目地方交付税2億3,651万6,000円の増は、いずれも交付額決定通知による増です。

8ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金456万円の増は、家庭的保育事業を実施する事業者に対する地域型給付費負担金及び低所得者に係る介護保険軽減保険料負担金を増するものです。

2項1目総務費国庫補助金169万3,000円の増は、厚生労働省が所管する障害福祉など社会保障税番号制度システムの総合運用テストに係る整備費補助金の増です。

9ページにお進みください。

15款道支出金、1項1目民生費負担金227万9,000円の増は、国庫負担金と同様、家庭的保育事業を実施する事業者に対する地域型給付費、及び低所得者に係る介護保険軽減保険料の道負担金を増するものです。

2項1目総務費補助金20万円の増は、消費者協会への活動支援に対する北海道消費者行政活性化事業補助金の増。

2目民生費補助金850万円の増は、介護施設を建設する民間事業者に対する地域密着型サービス等整備交付金の増。

4目農林水産業費補助金40万円の増は、複数個別経営の法人化の取り組みに支援を行う農業経営力向上支援事業補助金の増。

5目商工費補助金7万3,000円の増は、消費生活相談に係る研修参加に対する北海道消費者行政活性化事業補助金の増です。

10ページをお開きください。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金20万円の増は、根室中標津空港ビル株式会社の株式配当金による増です。

2項1目不動産売却収入324万3,000円の増は、尾岱沼分譲地の土地売却収入が

主なものです。

17款寄附金、1項2目教育費寄附金5万円の増は、本目新設で、中央公民館改築のための特定寄附です。

3目ふるさと応援寄附金5,000万円の増は、こちらも本目新設で、ふるさと応援制度推進事業の実施に伴います、ふるさと応援寄附金見込み額の増です。

11ページにお進みください。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は1億7,670万円の減で、補正後の財政調整基金繰入額は10億5,670万円となり、予算上の基金残高は17億9,652万6,000円となります。

19款繰越金、1項1目繰越金574万3,000円の増は、前年度決算額確定により増するものです。

20款諸収入、5項1目48万6,000円の増は、国営かんがい排水事業別海及び別海南部地区負担金の国からの還付金による増額です。

12ページをお開きください。

21款町債、1項3目農林水産業債840万円の減は、道営農道整備事業見込み額通知による負担金減額によるもののほか、基盤整備促進事業において来年度の補助採択要望のため、調査設計を行う財源として計上するものです。

6目臨時財政対策債5,172万3,000円の減は、額の確定通知によるものです。

以上が歳入となります。

次に「歳出」で、13ページをお開きください。

「3. 歳出」です。こちらも目の欄で御説明いたします。

2款総務費、1項1目一般管理費21万6,000円の増は、上春別連絡事務所駐車場の集水枡及び排水枡の補修工事を行う増です。

5目財産管理費5万円の増は、中央公民館建てかえのためにいただいた寄附について、生涯学習振興基金に積み立てるものです。

6目企画費、2,497万4,000円の増は、共春会館の補修に対し補助を行う振興奨励地区会館等整備事業の増のほか、ふるさと納税制度による寄附者の利便性向上のため、インターネットを利用した申し込みやクレジットカード払いの対応を行い、寄附件数の増を図る経費のほか、寄附者からの問い合わせ、礼状等の発送、返品品の発注から生産までの手続を一括して業務委託を行うふるさと応援制度推進事業の増によるものです。

14ページをお開きください。

8目車両管理費331万8,000円の増は、公共交通機関の利用が難しい地区に在宅する高齢者や障害者の方を対象に、通院や買い物等の移動支援をするため、車両を試行的に運行する経費の増です。

14目電子計算管理費254万1,000円の増は、厚生労働省が所管する障害福祉などのシステム運用テストに係る社会保障税番号制度システム整備事業を増するものです。

16目諸費20万円の増は、消費者協会への活動支援に対する補助金の増です。

15ページにお進みください。

3款民生費、1項2目老人福祉費201万円の増は、介護施設を建設する民間事業者への北海道からの間接補助となる公的介護施設等基盤整備事業の増のほか、今回の介護保険特別会計の補正に伴い、介護保険特別会計繰出金を減することによるものが主なものです。

4目障害者福祉費139万7,000円の増は、前年度の障害者自立支援給付費及び障

害者医療費に係る道負担金の精算に伴う返還金が主な内容です。

続いて、2項児童福祉費で、16ページをお開きください。

1目児童福祉総務費686万円の増は、家庭的保育事業を実施する民間事業者に負担を行う地域型保育給付費負担金の増です。

4款衛生費、1項2目予防費550万7,000円の増は、中学生以下を対象にしたインフルエンザ予防接種について、13歳以上は1回接種、13歳未満は2回の接種に対する自己負担をそれぞれ1,000円とし、差額分につきまして、町が医療機関などに委託料を支払うことによって助成を行う任意予防接種助成事業の増によるものです。

17ページにお進みください。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費304万4,000円の増は、複数個別経営の法人化の取り組みに対し支援を行う農業経営法人化等支援事業の増。

また、資源循環センターの貯留槽の汚泥物の除去を行う資源循環施設利活用整備事業の増のほか、食育、地産地消の推進計画を策定する経費として、農業振興対策経費を増額するものです。

4目畜産業費1,026万円の増は、酪農工場において殺菌用ボイラーの老朽化に伴います入れかえ工事を行う増です。

5目農地費3,600万円の増は、18ページ上段にわたりますが、基盤整備事業の増です。

18ページをお開きください。

6目農道整備事業費4,641万1,000円の減は、道営農道整備事業見込み額通知に伴う負担金の減です。

2項1目広域農業推進費26万7,000円の増は、国営かんがい排水事業負担金の還付があり、相応額につきまして受益農家に返還を行う経費の増額です。

19ページにお進みください。

7款商工費、1項1目商工業振興費482万3,000円の増は、申請件数の増加見込みによる起業家支援事業補助金の増が主なものです。

20ページをお開きください。

8款土木費、2項2目道路維持費900万円の増は、労務単価上昇に伴います、町道維持補修事業を増するものです。

21ページにお進みください。

10款教育費、2項小学校費の2目教育振興費135万9,000円の増及び3項中学校費の2目教育振興費78万5,000円の増は、小学校及び中学校入学予定者の入学準備金につきまして、早期に年度内支給を行うことなどによりまして、それぞれ教育振興推進経費を増するものです。

6項4目総合スポーツセンター費1,100万円の増は、町民温水プール整備事業において故障したボイラーの入れかえ工事を行うものです。

5目パイロットマラソン大会費70万円の増は、参加申込者数の減少などに伴い、財源に不足が生じる見込みがありますため、パイロットマラソン補助金を増額するものです。

以上で、議案第65号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第65号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 順次質問させていただきます。

10ページからですが、ふるさと応援寄附金で5,000万の収入を見込んでいるというのですが、平成28年度の決算書が出たわけですが、それによると193万円でありました。約200万としてもですね、相当額の増額を見込むということですので、ふるさと応援寄附金に対する考え方がここで変わってきているというふうにも思われるわけですね。そういうことでありますので、少しその考え方について説明をいただければというふうに思います。

それから14ページにいきますが、14ページの上段で、このふるさと応援制度にかかわることですが業務委託料を計上しています。どういう内容かというのは先ほど説明がありましたので、あらあらかりわかりましたけれど、この業務委託先がどういうふうに決まっていくのかということについて説明をいただければというふうに思います。

それから17ページにいきますが、17ページの中段、資源循環施設利活用整備事業ということで、予算資料あるいは今の説明の中では、汚泥除去作業ということになってますが、それについてどういう状況なのか、それから今後もこういうこの汚泥の除去作業というのが継続的に必要になってくるのかという、今後の見通しも含めてですね、ちょっと説明いただければというふうに思います。

それから19ページにいきますが、最後ですが、起業家支援事業をということで申請の増が見込まれるということですが、少し説明をいただければと思います。どういう申請がどれぐらいの数として上がってくる見込みのかということで、状況がわかればありがたいなと思いますので、説明いただければと思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐々木栄典君） それでは、ふるさと応援制度についてお答えしたいと思います。

今回、ふるさと応援制度の返礼品につきましては、これまではですね、乳製品の2種類ということで返礼品、平成27年度から実施してましたけども、今回、返戻品の拡充と、それから寄附者の利便性を高めるということで、公金支払制度、こういったものを導入させていただきました。寄附額の増額を見込んでおります。

改めて近隣市町村のですね、状況あるいはそういった利便性を考慮したときに、本年度は残り半年程度でありますけども、少なくとも5,000万円が見込めるという判断しましたので補正で予算を計上するものとなっております。

それから、今後の業務委託料の流れですけども、今回、予算の議決後にですね、今回のふるさと応援制度を取り扱っている先のふるさとチョイス、この運営先であるトラストバンクとですね、提携してる委託業者とですね、詰めまして、委託業者を今後を選定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） 私のほうから資源循環施設利活用整備事業について御説明いたします。

中西別にあります資源循環センターの消化液貯留層でございますが3基ございます。

そのうちの1基で、過去に投入した乳業汚泥が底部で凝固いたしまして、液肥の取り出

し口が塞がれている状況となっております。

このことから汚泥を除去するため、業務委託料を増額するものでございます。

なお、この乳業汚泥につきましては、前の所有者であります独立行政法人寒地土木研究所が所有していた時期に投入されたものでございます。

10年以上前に投入されていたものでございますので、町のほうで実施するものでございます。

あとですね、今後の見通しについては、3基のうち1基にしか入れてないということで、今後はこのようなことは発生しないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） それでは私のほうから起業家支援事業補助金について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、現状ですけれども、申請済み額が6件、額としましては418万7,000円の申請が済んでおります。総額の予算は500万円でございます。

また、今後、申請が見込まれる件数でございますけれども、新規開業分野で4件、約340万円、新分野ということで5件、216万円を見込んでございます。合計9件、55万7,000円を見込んでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ふるさと応援寄附金についてですが、どういうことをするかという点については説明ありましたので、返礼品の拡大であるとか、利便性の拡大であるとか、こういうものに力を入れていくということでありましたけれども、町の姿勢としてですね、ここに力を入れていくっていうふうに受け取られる。私は受け取っているんですが、そこら辺の考え方ですね、基本的な考え方、今後もある程度の力を割いていくと、力を入れてくんだというようなことであろうと思うんですけど、そういうふうな理解でよろしいかということを改めてお聞きをしたいということです。

それから、今後、委託先が決まっていくっていうことですが、透明性を確保して、またいろいろ報告をいただければと、今後の問題ですから要望しておきます。

それから資源循環施設の問題ですが、10年前に乳業汚泥を投入したことによって、今回こういうことが、手だてを尽くさんきゃなんないとか、手を入れなきゃなんないということになったっていう説明ですけれども、先ほど説明で、今後、乳業汚泥は入れないというふうな理解でよろしいのか。そこら辺のことですね。考え方を聞きしたいんです。乳業汚泥は結構カロリーが高いということからですね、10年前に入れたという経緯をちょっと思い出しているんですが、そこら辺の必要なカロリーとの関係と考え方ですね、をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） ふるさと応援制度について、私のほうから答弁をさせていただきます。

これまではですね、いろいろ全国国内でも、このふるさと応援制度に対しまして返礼品のですね、過渡競争といいますか、いろいろそういうことが問題視をされてきたという経過もございまして、町といたしましては、これまで節度ある返礼品の準備の仕方というよ

うなことで、本当にその別海町を応援していただけるという人からの申し出に対してですね、ある意味受け身の態勢、消極的にですね、この制度について取り組んでまいりましたが、今般、総務省のほうからもその返礼品の金額といいますか、その枠組みについて一定程度の方向性が示されたということもありまして、この枠組をですね、活用していく中で、さらに今後、別海町を応援していただけるという方に対して、広く別海町をPRするためにふるさとチョイスという一つの活用方法をですね、今回採用して、そのことによりまして、ふるさととの応援制度にのっとった、この寄附をしていただける方がふえていくだろうということで、今後、積極的にと申しますか、寄附をしていただける人にわかりやすく別海町をPRしながら返礼品の数などもふやした中で、応援をしていっていただきたいということで、今回、このような方法をとるとしたところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 私のほうから資源循環センターの件について、もう少し詳しく御説明させていただきます。

過去に、貯留槽のほうに直接乳業汚泥を入れたという形からですね、今回のような事象が起きたというものでございます。

したがって、乳業汚泥について今後は入れないのかという御質問についてですね、正しい形で入れる、いわゆる液分と個体分をしっかりと分けてですね、カロリーある分についてはですね、しっかりエネルギーをとっていくという形で、今後もあるという形はとりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番西原議員。

○7番（今西和雄君） 2点お願いします。

先ほど中村議員の中にも質問ありました、ページ数でいえば19ページですね。

19ページの起業家支援についての説明、十分理解できたんですけど、もしわかれば具体的にこのような動きっていいのか、そこをありましたら、まず1点。

それともう1点は、次のページ、21ページの6項の5目パイロットマラソン大会についての補正ですけど、先ほどの説明によると参加人員が減少したためについてというのが、大きな要因だということふうにお聞きしましたが、その辺ところもう少し詳しく説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 起業家支援事業につきまして、若干の説明をさせていただきます。

今回補正予算として増額をさせていただいて、提案させていただいてるものにつきましては、まず、新規開業に関する事業というものがございます。こちらにつきましては、開業支援に対する助成でございます。新規に起業される方に対し開業費を助成するというものでございます。その補助基準でございますけれども、開業に係る当該経費から他の補助金を差し引いた自己負担額の2分の1以内を助成するというものでございます。限度額は100万円となっております。

また、もう1点につきましては新分野進出でございます。経営拡大の助成ということでございます。既に起業されてる方が、新分野への進出や店舗改修等による経営拡大等に要する経費を助成するものでございます。こちらの補助基準につきましては、当該経費から他の補助金等を差し引いた自己負担額の2分の1以内を助成するものでございます。限度額は50万円としてございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 教育部次長。

○教育部次長（山田一志君） ただいまの今西議員の御質問にお答えします。

ページ数で21ページということで、パイロットマラソンの参加者の減少について、もう少し詳しくというような御質問だったというふうに理解してます。

本大会につきましては、10月1日開催に向けまして、この間、作業を進めてまいりました。

大会の申し込み期間につきましては、7月の末日、これを最終受付期間というふうにしておりましたが、申し込みが定員に満たない状況から1週間の受付延長を行って対応してきたところです。

しかし、フルマラソンで昨年比較で言いますと170名程度、これ減少というような状況で最終的にはフルマラソン1,237人の申し込みというふうになっております。

このことによりまして、収入で約90万程度減少、これが見込まれますのでいろいろ支出の関係でですね、物品の購入等精査をしても予算不足が見込まれるということから、今回補正しようとするものです。

また、参加の減少につきましては、全国的にも減少の傾向にあるということは確認をしておりまして、ある一定程度マラソンのブームが落ちついたというようなことも考えられますし、また、近隣なんかでは割と参加のしやすいハーフマラソン、これらも実施されているというようなことも一因として考えられるというふうには分析をしているところです。

また、ちなみにですけれども、最終的なマラソンの申し込み、先ほど申し上げましたフルマラソンが1,237人、加えて5キロマラソンが501人、合計で1,738人の参加ということになっております。

それと世界陸上のほうに出場しました、川内優輝選手が本大会に参加するということが決定してますので、この場でちょっとそのこともお話をさせていただきます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 起業家につきましては、そういう内容で理解しました。

パイロットマラソンの件なんですけど、今、言われたように一つの行事としての受けとめ方としての今のやりとりだったと思うんですけど、私は恐らく来年は40回という大きな節目を迎えるっていう観点からいきますと、たかだか5時間30分の、この時間内にやっぱり1,000人以上の、1,700人ですか、5キロを入れますと。それだけの人が、この別海町の町に入ってくるっていうことの大きな重みがやっぱり、しっかりと受けとめていくべきかなっていうふうに思います。

そういう意味では、減少している部分につきましては、運営するに当たっては、人力的にはすごく回りやすい定員かもしれませんが、先ほど言ったような観点からいくと、やっぱり、しっかりと今の定員というのか、どう参加者を維持するとか、そういった考え方も、今後、受けとめながら考えていくべきかなというふうに自分は日ごろ思ってますので、そ

ういう意味では、これはパイロットマラソンのみならず、別海町の大きなPRも含めた、そういうことにもつながっていくっていう、そういう視点も含めた中で考えていただきたいなって思いますので、その辺のところ考えてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 教育部次長。

○教育部次長（山田一志君） 今西議員御指摘のとおり、本大会についてはですね、同等という部分で見てもですね、公認のフルマラソンということでは、大変価値のあるすばらしい大会だというふうにも自負もしておりますし、各議員もそういった考え方を持っていられるというふうに御理解をしているところです。

言われたとおり、来年は第40回の大会を迎えるということでは実行委員会としてもですね、事前のPR、記念大会としてのPRですとか、そういったものを念頭に置きながらですね、考えていく予定でございます。

そして先ほどもちょっと言われたんですが、人数が少なくなったとしても、確かに係る人員ですとか、そのスタッフの数だとか、そういったものには参加者が減っても、それが少なくなくて済むというような状況ではありませんので、やはり、そういった大会運営にかかわるスタッフの確保ですとか、それから地元のボランティア、これらについてもですね、一層の大会の運営に対する御理解などをいただきながら、御協力をいただけるような体制づくりについて努力はしていきたいというふうに考えておりますし、節目となる第40回の来年の大会に向けてですね、万全の体制で臨んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番西原議員。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 私のほうから2点お願いいたします。

まず、16ページの施設型給付事業経費686万円。この内容についてもう少し詳しく説明を求めます。

それから2点目が、17ページの農業経営法人化等支援事業40万円ということで、これについても複数個別法人という説明はあったんですけども、もうちょっと詳しくどのような内容なのか、そしてまた、これ道のほうからの予算ということで、どういう事業できているのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本栄一君） それでは質問にお答えいたします。

今回の補正につきましては、子ども子育て支援制度に基づく、地域型保育給付費に関するものであります。

現在、家庭的保育施設くるりに対しまして、町が代理受領するような形で、地域型保育給付を支給をしておりますけれども、その給付費に不足が生じることから補正をするものです。

不足の要因につきましては、当初予算要求時において3名と見込んでいましたけれども、利用定員が5名となったため増額をするものです。

以上です。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） お答えいたします。

法人経営につきましては、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがあるということから、国の間接補助事業として実施する事業でございます。

意欲ある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、さらなる経営発展を図ることができるよう、複数個別経営などの法人化を支援する事業でございます。

定額の４０万円を支援する事業でございます。

今回、町内で８戸が１法人をつくるということで、４０万円の補助をするものでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） ８番西原議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

４番木嶋議員。

○４番（木嶋悦寛君） １３ページから１８ページのふるさと応援制度を推進に関連して、私のほうからも１問だけ質問をさせていただきます。

返礼品の拡充ということは説明されたんですが、せっかくですね、拡充、全体にふるさと応援制度を推進していこうということです。新たな返礼品が、新たな商品開発ですとか、それから産業の活性化につながっていくということを考えて取り組まれているのが、かなりあると思います。そうした中で別海町として今回の返礼品の拡充の内容ですね、どのような考えでどのようなことを考えているのか、少し詳しくお知らせいただければと思います。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐々木栄典君） それでは、ふるさと応援制度の返礼品について御説明したいと思います。

今段階です、返礼品の内容については、まだ決定はしておりません。ですが、返礼品の拡充は先ほど言いましたように、今年度から取り組むことにしておりますけども、ことしがですね、その拡充は初年度ということもありまして、ある程度ですね、返礼品を出していただく業者は絞っていきまして、その中で乳製品、それから肉製品あるいは水産加工品、それから観光体験等ができる返礼品を候補に、今後、選定作業をですね、進めていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど絞ってというお話ししましたが、最終的には年度内にはですね、全町内事業者向けに説明会を開催して、新たな返礼品の拡充に向けてですね、説明会を開催したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） ４番木嶋議員。

○４番（木嶋悦寛君） 最初にちょっと聞きました新たな商品開発ですとか、それから産業の活性化の部分ですね。多分、ふるさとチョイスなんかと一緒にあって、そういう商品開発をやったりだとかっていうことも、例としてあるのかなというふうに思うんですが、そのあたりはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

木嶋議員、今おっしゃりましたとおり、ふるさとチョイスとですね、それから今、町が考えておりますのは返礼品のですね、一切を全国的に各自治体を対象として取り扱ってお

ります J T B を視野といたしまして、そこが商品開発を積極的に今サーチしていると。町内業者に向けてサーチしているという状況にありまして、その返礼品を提供を願う事業者につきましては、町内の産業活性化も視野において、町内業者を念頭に、今、チョイスを進めているという状況にあります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を 10 分間休憩いたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 8 議案第 66 号

○議長（松原政勝君） 日程第 8 議案第 66 号平成 29 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（竹中利哉君） 議案第 66 号の内容説明をいたします。

平成 29 年度別海町介護保険特別会計補正予算書 1 ページをごらんください。

平成 29 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 29 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,990 万を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 2,040 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

3 ページをごらんください。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

最初に、「歳入」です。補正額の欄で説明します。

1 款保険料、1 項 989 万 4,000 円の増。

3 款国庫支出金、1 項と 2 項で 2,518 万 5,000 円の減。

5 款道支出金、1 項で 868 万 4,000 円の減。

7 款繰入金、1 項で 684 万 7,000 円の減。

8 款繰越金、1 項で 1,092 万 2,000 円の増。

歳入合計で 1,990 万を減額し、補正後の予算総額を 11 億 2,040 万円とするものです。

次に、4 ページをごらんください。

続いて「歳出」です。

1 款総務費、1 項で 110 万 4,000 円の減。

2 款保険給付費、1 項で2,947万9,000円の減。

5 款諸支出金、1 項で1,068万3,000円の増。

歳出合計で1,990万を減額し、補正後の予算総額を11億2,040万円とするものです。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」の「1. 総括」につきましては、説明を省略させていただきます、7ページの「2. 歳入」から説明をいたします。

款項の金額につきましては省略し、目の金額で説明いたします。

1 款保険料、1 項1 目第1 号被保険者保険料989万4,000円の増は、所得の確定に伴い、保険料の再計算を行ったことによる増額です。

3 款国庫支出金、1 項1 目介護給付費負担金1,212万9,000円の減。

2 項1 目調整交付金1,305万6,000円の減。

続きまして、8 ページに移ります。

5 款道支出金、1 項1 目介護給付費負担金868万4,000円の減は、いずれも平成29年度保険給付費の再計算による国、道の負担金、交付金を減額するものです。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金684万7,000円の減。介護給付費の減額による給付費の繰り入れの減並びに低所得者保険料軽減負担金の増が主なものです。

8 款繰越金、1 項1 目繰越金1,092万2,000円の増。平成28年度介護保険特別会計の決算確定に伴う繰越金の確定です。

続きまして、9 ページをごらんください。

「3. 歳出」です。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費110万4,000円の減は、第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に係る委託料の確定によるものです。

2 款保険給付費、1 項1 目介護サービス費2,947万9,000円の減は、施設介護サービス給付費の支出見込みによるものです。

10 ページをごらんください。

5 款諸支出金、1 項1 目償還金1,068万3,000円の増は、平成28年度介護保険事業決算確定による国、道支払い基金の生産額の確定による返還金の確定によるものです。

以上、議案第66号の内容説明について、終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第66号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第9 議案第67号

○議長（松原政勝君） 日程第9 議案第67号別海町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） 議案第67号別海町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書の3 ページをお開きください。

本条例につきましては、町民の正しい歩行を指導するとともに、交通安全思想を普及し歩行者等の事故防止を図るため、この職務に当たる交通安全指導員の設置に関し必要な事項を定めております。

本改正は、指導員の定数の見直しをするものです。

現在の指導員数は、男性46名、女性専任指導員7名、合わせまして53名となっており、ここ10年間でも50名前後で推移しています。

規定の定数は90名以内となっておりますが、現状と大きく乖離していることから定数を改正するものです。

議案書の朗読は省略させていただき、条例の改正部分について、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

「別海町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表」です。

左が「改正後」、右が「改正前」となります。

第3条中、「90名」を「60名」に改めるものです。

2ページをごらんください。

指導員数積算の根拠に基づいた指導員数及び専任指導員数の一覧になります。

積算の根拠としましては、各班の活動拠点とする地域人口、対象地域数、地域内の学校数をもとに積算した範囲で班員を配置できるものとし、指導員数を各班合わせまして51名、専任指導員数を9名とし、合計で60名とするものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第67号の内容説明とさせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第67号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番佐藤議員。

○15番（佐藤初雄君） ただいま説明がございまして、交通指導員規定っていうか条例では90名を上限とされてる、現実的には60名ですか、3割ぐらい現実にはないんだということで現状に合わせた形で進めるっていう、今説明だったかに私は記憶をとどめたんですけども、私もあちこち聞くんですけども、現実、指導員やられてる方も、かなりな、初めは40代、50代なられているんですけど、なかなか次にバトンタッチが難しく、70、80越えになっても、なかなかやめられないというか、引き手がないんだっていう話がよく聞かれます。現実、高齢化と担い手不足というか、なかなか大変なんですけど、この役割というのは先ほど今説明あったようにですね、歩行者、これは本当に小さい幼児から高齢者までおられます。こういった現実を私見てますけども、結構子供たちの学校の登下校あたりはですね、結構出ているいろいろやってるんですね、あとイベントとか。

そういったことで50人ってなられたんですけども、私聞けば、そこら辺もう少しね、これだけ現状に合わしてやられたって、ほかの私が言ったような、そういうような議論っていうか、そういう考え方っていうかはなかったのか、あるのか、また今後やっていく考えがあるのか、とりあえずこういう形で進めるっていうことで、質疑ですから、この辺で止めますけども。

○議長（松原政勝君） 防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この定数を決めるに当たっては、地域の実情とか、指導員会を通しまして班長と協議をしてきたところでございます。

また、後継者不足によって、担い手がない場合などを想定して、後継者育成のための増員をする場合ですとか、希望する地域もあるところから幅を見て人員をつけているところでございます。

また、本町としましても、イベントの出役とかが多い中、数年前から業務といいますか、交通指導を委託もしておりますので、こういうものにつきましても班長会議の中でいろいろと協議をさせていただいてます。

年齢が上がっている中で、負担の軽減を図っていききたいものとして考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 15番佐藤議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

14番渡邊議員。

○14番（渡邊政吉君） 交通安全指導員及び専任指導員のことでございまして、今、前段佐藤議員の質問と多少重複するかもしれませんが、私、何年か前にこの指導員のことについて、ちょっと町側に見解を正したという経緯がありますので、今御説明ありました、規定では90名なんだけど、実際は出役される方は50名か、ちょっとだっていう、今お話言ってます、それが実態だというのは私どもも感じておりました。ですから、今回恐らく、そういう実態に合わせたような、定員を減らすというのが本意でないかなと思いつつですね、私、前にも質問したんですが、実際、一生懸命やられている指導員の方々は大変だっている実態がまず。まず、認識がございまずと思っております。

そういうことで、町には直接言ってるかどうかはわかりませんが、私どもにはですね、イベントなんか一日中出役されて、ほとんど決められた、決まったような方々が出役されているという実態と、いわゆるどのくらいの報酬費用をお支払いしているか、ちょっとはっきりはわかりませんが、高齢者の方々が暑いイベントのとき、一日中歩行者のためにあそこで交通整理をされるなんて、そう安い話ではないので、その辺の報酬を人数は減ってもですね、それなりの手当てを考えるべきでないかと、私もそのときから言っておったんですが、あんまりそのことについては、町側の考えがそれ以後ないという実態がありますので、この際、定員減らすと、いわゆる少数にして一生懸命やってくれる方々には、それなりの報酬を差し上げるというような考え方があるかないか、すぐにでなくてもですね。そうすれば後継者、先ほどお話ありましたように、その辺の問題も多分その中に含まれるだろうと、私は思っております。ぜひとも、割り出し方は人口密度とか、いろいろありますが、実態とちょっとここは苦しい説明だと思いますので、交通安全のために一生懸命やってくれてる指導員に対しては、それなりの応分の報酬を考えるという基本的な町の考え方を、ぜひ今後ひっくるめて考えを聞きたいと思っております。

ちょっと私、勉強不足で申しわけありませんが、交通安全指導員と専任指導員の違いというのはどこにあるんでしょうか。やっていることは同じなのか。ちょっとその辺が定かでないんですね。

ちょっとその辺わかればお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） 報酬につきましては、管内と同じ立場で職務に当たる人

の内容を調査しておりまして、余りにも乖離があるとかする場合においては、報酬費の検討をしていきたいと考えております。

2点目の指導員と専任指導員の違いでございますが、専任指導員につきましては、小中学生の登校時に交通見守りですとか、指導をしている女性の方になります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 14番渡邊議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第10 議案第68号

○議長（松原政勝君） 日程第10 議案第68号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（山岸英一君） 議案第68号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書の4ページをお開きください。

本案は、平成29年4月26日に公布されました「地域の実勢及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「公営住宅法施行令」及び「同法施行規則の一部改正」が平成29年7月26日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の3ページをお開きください。

「別海町営住宅条例の一部を改正する条例新旧対象」となります。

右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」で、各下線部分が改正される内容です。

改正内容ですが、条例が新設されたことに伴い、町営住宅条例の条項にずれが生じるもので、左側の改正後の条文により説明いたします。

まず、第12条「同居の承認」条文では、「第10条」を「第11条」へ。

第13条「入居の継承」条文では、「第11条」を「第12条」へ。

次に、4ページをごらんください。

第15条「収入な申告等」条文では下線部を削り、「第8条」を「第7条」へ。

第39条「公営住宅建替事業に係る家賃の特例」条文では、「第11条」を「第12条」へ。

次に、5ページをお開きください。

第41条「公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例」条文では、「第11条」を「第12条」へ。

以上、各条文を改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第68号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第68号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第 1 1 議案第 6 9 号から日程 1 3 議案第 7 1 号

○議長(松原政勝君) 日程第 1 1 議案第 6 9 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第 1 2 議案第 7 0 号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第 1 3 議案第 7 1 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての 3 件については関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長(今野健一君) 議案第 6 9 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第 7 0 号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第 7 1 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての内容について、規約変更理由及び改正要旨が同じであるため一括して説明をいたします。

議案は 5 ページから 7 ページ。議案資料では、議案第 6 9 号が 6 ページに。議案第 7 0 号が 7 ページから 8 ページに。議案第 7 1 号が 9 ページにそれぞれ規約の「新旧対照表」を載せております。

それぞれの議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料 1 0 ページの共通資料「北海道町村議会議員公務員災害補償等組合規約外 2 規約の変更について」により説明いたします。

議案資料の 1 0 ページをお開きください。

本議案は、本町が加入している北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合の構成団体のうち、2 団体が名称を変更したことに伴い、組合規約の一部変更について、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により組合構成団体の協議を求められたことから、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものです。

規約変更理由及び改正要旨につきましては、平成 2 9 年 6 月 1 日付けで「西胆振消防事務組合」が「西胆振行政事務組合」に名称変更し、また、平成 2 9 年 8 月 1 日付けで「江差町ほか 2 町学校給食組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称変更したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、北海道市町村総合事務組合規約及び北海道市町村職員退職手当組合規約の別表の一部を改正するものです。

団体ごとの変更内容及び理由につきましては、一つ目の「西胆振消防組合」は、「西胆振行政事務組合」に名称を変更しています。共同処理する事務に「火葬場に関する事務」を追加したことに伴い、組合の名称を変更したものです。

二つ目の「江差町ほか 2 町学校給食組合」は、「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称を変更しています。3 町で構成されていた学校給食組合から厚沢部町が脱退したことに伴い、組合の名称を変更したものです。

以上の理由により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合の規約の一部を変更するものです。

また、附則において、本規約の変更の施行期日を地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行すると定めるものです。

以上で、議案第69号、議案第70号及び議案第71号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第69号から議案第71号までの3件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第72号

○議長（松原政勝君） 日程第14 議案第72号工事請負契約の締結について（（H28 繰）東富岡地区農道改良工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第72号の内容説明をいたします。

議案の8ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、（H28 繰）東富岡地区農道改良工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、5,270万4,000円（内消費税及び地方消費税額390万4,000円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、6月30日から7月21日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は8月23日、寺井建設株式会社、株式会社別海、島影建設株式会社、高玉建設工業株式会社、山下建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4,896万円、最低入札価格は4,880万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年1月30日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の11ページをお開きください。

工事の場所は、図面中央、中春別市街と尾岱沼市街を接続する一般道道尾岱沼港春別停車場線の北側に位置します計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示します959.1メートルの改良工事を車道幅員4.0メートルで行うものです。

資料12ページには土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で議案第72号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第72号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第73号

○議長（松原政勝君） 日程第15 議案第73号工事請負契約の締結について（町道中西別上風連線中之川橋外4橋梁補修工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第73号の内容説明をいたします。

議案の9ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、町道中西別上風連線中之川橋外4橋梁補修工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,421万6,000円（内消費税及び地方消費税額401万6,000円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海宮舞町101番地、山下建設株式会社、代表取締役社長山下毅。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、7月26日から8月16日までの休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は9月5日、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、山下建設株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は5,050万円、最低入札価格は5,020万円で、最低入札者であります本案の山下建設株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年2月20日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の13ページをお開きください。

工事の場所ですが、図面中央下、中西別市街の南側で3橋、中之川橋、西矢臼別橋、山下橋、上春別市街北側の春栄橋、中春別市街東側の松栄橋で、全5橋の補修を予定しています。

工事の内容につきましては、図面左下に掲載しております工事概要欄で御説明いたします。

中之川橋は、橋面防水、伸縮装置取替、ひび割れ、断面の補修。

西矢臼別橋及び山下橋は、伸縮装置取替、ひび割れ断面の補修。

春栄橋は、伸縮装置取替、断面の補修。

松栄橋は、伸縮装置取替、ひび割れ、断面の補修、防護柵の補修を行うものです。

資料１４ページから１８ページまで各橋梁の側面図、断面図、平面図を記載した補修一般図を掲載しておりますが、詳細な内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第７３号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第７３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１６ 議案第７４号及び日程第１７ 議案第７５号

○議長（松原政勝君） 日程第１６ 議案第７４号財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）、日程第１７ 議案第７５号財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）の２件は関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第７４号及び議案第７５号について、一括して内容説明をいたします。

議案の１０ページと１１ページになります。

本議案は、財産取得の一部変更についてです。

平成２９年６月２３日、議案第５５号及び第５６号により議決を経て締結いたしました小型動力ポンプ付水槽車売買契約の一部を変更したいので、議会の議決を求めるものであります。

１０ページ、議案第７４号の下段を朗読いたします。

取得価格「３,２５７万２,８００円（内消費税及び地方消費税額２４１万２,８００円）」を「３,２３７万８,４００円（内消費税及び地方消費税額２３９万８,４００円）」に改める。

続いて１１ページ、議案第７５号の下段を朗読いたします。

取得価格「３,２５９万４,４００円（内消費税及び地方消費税額２４１万４,４００円）」を「３,２４０万円（内消費税及び地方消費税額２４０万円）」に改める。

いずれの水槽車につきましても、１９万４,４００円、うち消費税及び地方消費税額１万４,４００円を減額するものであります。

変更の内容について御説明いたします。

今回の変更は、いずれの水槽車も同様の仕様の変更によるものです。

当初の資料では、車両座席部分でありますキャビンを前面に持ち上げる装置について、電動油圧式としておりましたが、車両のフルモデルチェンジに伴いまして、手動式のみとなりオプション対応も不可となったこと。また、ほかの車両メーカーにも本契約に係る仕様を満たすものがないことから、電動油圧式から手動式に仕様を変更することとし、変更に伴う見合い差額分を減額するものです。

なお、本仕様変更に係る装置は、消防消火活動に影響を及ぼすものではないことを確認しております。

以上で、議案第 7 4 号及び第 7 5 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 7 4 号及び議案第 7 5 号の 2 件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 1 8 議案第 7 6 号

○議長（松原政勝君） 日程第 1 8 議案第 7 6 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第 7 6 号の内容説明をいたします。

議案の 1 2 ページをお開きください。

議案第 7 6 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条において、「辺地の公共的な施設を整備しようとするときはあらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない。」と規定されておりまして、同条第 8 項の規定により総合整備計画を変更する場合についても同様とされておりますことから、計画内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了していることを申し添えます。

今回、変更するのは、西春別、上春別の二つの辺地です。

1 3 ページをごらんください。

まず、「西春別辺地総合整備計画」です。

西春別辺地の総合整備計画は、平成 2 9 年度から平成 3 3 年度までの 5 年間で、今回は第 1 次の変更です。

変更の内容は、下段 3 番の表になりますが、産業農林道施設について「西和地区基盤整備促進事業外 2 事業」とし、事業費合計で 6,930 万円を追加するもので、変更後の産業農林道施設の事業費を「4 億 8 5 3 万 2,000 円」、財源内訳は、特定財源を「2 億 6,885 万 3,000 円」、一般財源を「1 億 3,967 万 9,000 円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を 3,830 万円追加して、「1 億 3,770 万円」とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は「8 億 8,898 万 2,000 円」となります。

次に、1 4 ページをごらんください。

「上春別辺地総合整備計画」です。

上春別辺地の総合整備計画は、平成 2 6 年度から平成 3 0 年度までの 5 年間で、今回は第 2 次の変更です。

変更の内容は、下段 3 番の表になりますが、産業農林道施設について「上春別北地区農

道整備事業外4事業」とし、事業費合計で1億1,400万円を追加するもので、変更後の産業農林道施設の事業費を「8億7,930万3,000円」、財源内訳は、特定財源を「6億3,725万7,000円」、一般財源を「2億4,204万6,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を6,910万円追加して、「2億4,070万円」とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は「9億9,370万3,000円」となります。

以上で、議案第76号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第76号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第19 諮問第1号

○議長（松原政勝君） 続きまして、日程第19 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでありますけれども、その選定に当たりましては、まず、市町村長が議会の意見を聞いた上で、地域の候補者を法務局に推薦することとなっております。

別海町では、現在、別海の保田千恵子さん、棚橋正博さん、西春別地区の山藤史江さん、尾岱沼の池田實さん、中春別の藤原優子さん、この5名の方々に人権擁護委員として御活躍いただいているところでございますけれども、今年度、山藤史江さんが平成29年12月31日をもって3年間の任期が満了となります。

つきましては、引き続き、山藤史江さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間となります。

山藤史江さんにおかれましては、平成27年に人権擁護委員に選任され、現在、1期目で御活躍をいただいているところでございますけれども、主な経歴につきまして若干申し上げます。

山藤史江さんは、昭和26年12月3日生まれで、昭和45年に中標津高等学校卒業後、民間会社を経て防衛庁共済組合に勤務され、それ以降、別海町に在住され現在に至っております。

平成21年4月からは、西春別駅前連合町内会副会長を務められ自治会活動に熱心に取り組まれているほか、消費者協会や日赤奉仕団等、各種ボランティア団体の活動にも積極的に参加をされております。

地域住民からの信頼も大変厚く、人格、識見とも優れた方でありまして、引き続き、人

権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第20 認定第1号から日程第27 認定第8号

○議長（松原政勝君） 日程第20 認定第1号平成28年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第2号平成28年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第3号平成28年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第4号平成28年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第5号平成28年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第6号平成28年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第7号平成28年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第27 認定第8号平成28年度別海町水道事業会計決算認定についての8件については、一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、この決算認定については、特別委員会を設置し、綿密な審議をいたしたいと考えておりますので、内容については要点にとどめて説明願います。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、認定第1号から認定第8号までの平成28年度別海町各会計決算についてですが、決算額等の要点をもって説明とさせていただきます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算についてでございます。

別冊の平成28年度別海町各会計決算書の3ページをお開きください。

歳入ですが、歳入合計の収入済額で申し上げます。187億3,042万847円です。

次に、7ページをお開きください。7ページの歳出の合計です。

支出済額の欄ですが186億5,891万7,318円です。

次に8ページです。

歳入歳出差引残額は7,150万3,529円です。うち基金繰入額は5,000万円となっています。

次の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

213ページをお開きください。

213ページの「実質収支に関する調書」ですが、単位は1,000円で表示をしております。

歳入総額187億3,042万円。

歳出総額186億5,891万7,000円。

差引金額は7,150万3,000円。

翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が、576万円。

実質収支額は6,574万3,000円。

実質収支額のうち基金繰入額は5,000万円ということでございます。
次に、認定第2号の国民健康保険特別会計です。
216ページをお開きください。
まず、歳入合計の収入済額ですが、30億4,167万6,547円です。
次に、218ページをお開きください。
歳出合計です。
支出済額は28億8,495万216円です。
次のページ、219ページですが、歳入歳出差引残額は1億5,672万6,331円。
うち基金繰入額が1億5,600万円となっています。
次に、235ページをお開きください。
235ページの「実質収支に関する調書」です。単位は1,000円です。
歳入総額が30億4,167万6,000円。
歳出総額28億8,495万円。
差引額は1億5,672万6,000円です。
実質収支額も同額の1億5,672万6,000円となっています。
実質収支額のうち基金繰入額が1億5,600万円ということでございます。
次に、認定第3号の下水道事業特別会計です。
237ページをお開きください。
歳入合計の収入済額は6億5,766万2,296円です。
次に239ページです。
歳出合計の支出済額は6億5,756万3,608円です。
次のページ、240ページの歳入歳出差引残額は9万8,688円となっています。
次に、253ページをお開きください。
「実質収支に関する調書」です。単位は1,000円です。
歳入総額6億5,766万2,000円。
歳出総額6億5,756万4,000円。
差引額は9万8,000円。
実質収支額につきましても同額の9万8,000円でございます。
次に、認定第4号の介護サービス事業特別会計です。
255ページをお開きください。
255ページの歳入合計の収入済額は4億7,467万3,468円です。
次に257ページです。
歳出合計の支出済額は4億7,440万1,383円で、次のページ、258ページ歳入
歳出差引残額は27万2,085円となっています。
次に、268ページをお開きください。
268ページの「実質収支に関する調書」です。単位は1,000円です。
歳入総額4億7,467万3,000円。
歳出総額4億7,440万1,000円。
差引額は27万2,000円。
実質収支額につきましても同額の27万2,000円でございます。
次に、認定第5号の介護保険特別会計です。
270ページをお開きください。

歳入合計の収入済額は10億3,076万9,949円です。

次に271ページです。

歳出合計の支出済額は9億7,883万7,640円で、次のページ、272ページの歳入歳出差引残額は5,193万2,309円です。うち基金繰入額が4,100万円となっています。

次に、283ページをお開きください。

283ページの「実質収支に関する調書」です。

歳入総額10億3,076万9,000円。

歳出総額9億7,883万7,000円。

差引額は5,193万2,000円です。

実質収支額も同額の5,193万2,000円。

実質収支額のうち基金繰入額につきましては4,100万円ということでございます。

次に、認定第6号の後期高齢者医療特別会計です。

285ページをお開きください。

歳入合計の収入済額は1億4,909万4,440円です。

次に287ページです。

歳出合計の支出済額は1億4,820万9,760円で、次のページ、288ページの歳入歳出差引残額は88万4,680円となっています。

次に、293ページをお開きください。

「実質収支に関する調書」です。

歳入総額が1億4,909万4,000円。

歳出総額は1億4,821万円で、差引額は88万4,000円。

実質収支額につきましても同額の88万4,000円となっています。

次に「財産に関する調書」。295ページです。

295ページの「1. 公有財産」ですが、決算年度末現在高で申し上げます。

「(1) 土地及び建物」です。

初めに、「土地の地籍」ですが、一番下段合計欄で9,376万9,798平方メートルです。

次に、建物の延べ面積ですが、22万5,829平方メートルとなっています。

次のページに移ります。296ページの「(2) 山林」です。

合計で面積では6,619万1,937平方メートル。

立木の推定蓄積量は72万2,043立方メートルです。

「(3) 有価証券」は、株券の合計で、一番右の下段になりますが1億6,727万円です。前年度と増減がありません。

次に「(4) 出資による権利」ですが、合計で9億7,866万円です。

次に、右の欄になりますけれども、「2. 物品」です。

合計欄で一番右側になります。161台の保有となっています。

次に「3. 債権」ですが、合計で7,564万6,000円となっています。

次のページ、297ページの「4. 基金」ですが、一番上段の「別海町財政調整基金」ほか、次のページ、298ページの下段「国営土地改良整備基金」まで、全部で22の基金の状況について記載をしております。

全基金の年度末現在高の合計は52億7,484万9,000円となっています。

次に299ページは、運用基金の状況についての再計でございます。

運用金につきましては、基金会計において直接支出ができるものですが、年度末の現在高は、「早坂善也奨学基金」は、「現金又は預金」が241万4,000円となっています。

また、「別海町土地開発基金」では、「現金又は預金」が1億4,591万5,000円。

「土地」につきましては、宅地で2,505平米、金額で3,000万円、合計では1億7,591万5,000円となっています。

次に、公営企業会計の決算について説明をいたします。

別冊の平成28年度別海町公営企業会計決算書の1ページをお開きください。

認定第7号の別海町病院事業決算についてでございます。

初めに、1ページですが「(1) 収益的収入及び支出」の「収入」です。

第1款病院事業収益の決算額は20億6,152万75円となっています。

次に「支出」ですが、第1款病院事業費用の決算額で21億7,663万5,849円となっています。

次に、2ページをお開きください。

2ページの「資本的収入及び支出」の「収入」ですが、第1款資本的収入の決算額は1億3,230万1,000円です。

次に「支出」では、第1款資本的支出の決算額で2億1,241万382円となっています。

次の財務諸表以下の説明は省略させていただきますが、当年度の純損失につきましては、3ページにありますとおり8,182万8,941円ということになっております。

次に、認定第8号の水道事業会計決算についてでございます。

19ページをお開きください。

19ページ、「(1) 収益的収入及び支出」です。

「収入」ですが、第1款水道事業収益の決算額は10億7,584万1,400円です。

次に「支出」ですが、第1款水道事業費用の決算額で8億3,998万1,628円となっています。

次に20ページです。

「(2) の資本的収入及び支出」です。

「収入」の第1款資本的収入は、決算額で497万9,000円です。

次に「支出」の第1款資本的支出では、決算額は7億6,246万1,527円となっています。

次の財務諸表につきましては以下説明を省略させていただきます。

当年度純利益につきましては、21ページの下段のほうに記載のとおり、1億9,067万2,556円となっているものです。

以上で、認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について、説明をさせていただきました。

なお、本件認定には監査委員の決算審査意見書をつけておりますことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 認定第1号から認定第8号までの平成28年度別海町各会計決算認定8件についての内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

この審査につきましては、7人で構成する平成28年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、この審査は7名で構成する平成28年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでお諮りをいたします。

ただいま設置いたしました平成28年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、議長において指名いたします。

1番小椋議員、5番松壽議員、7番今西議員、9番沓澤議員、13番中村議員、14番渡邊議員、15番佐藤議員の7名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7名の議員を平成28年度別海町各会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

なお、本特別委員会を直ちに委員会室1でお開きください。

午後 1時45分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成28年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告いたします。

委員長に沓澤委員、副委員長に松壽委員、以上のとおり互選されました。

ここでお諮りします。

平成28年度別海町各会計決算審査特別委員会の審査期間は、平成29年9月13日から次期定例会までといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間を平成29年9月13日から次期定例会までとすることに決定いたしました。

◎日程第28 報告第4号

○議長（松原政勝君） 日程第28 報告第4号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであることを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 報告第4号の内容説明をいたします。

議案の24ページをお開きください。

報告第4号放棄した債権の報告について。

本件は、別海町債権管理条例第16条の規定に基づき、放棄した債権について同条例第17条の規定により報告をするものです。

なお、別海町債権管理条例施行規則第15条におきまして、報告する事項を放棄した債権の名称、件数、金額、放棄の理由とし、一会計年度中に放棄した債権を当該年度の翌年度の9月に招集する定例会において、報告するものと規定しております。

議案の25ページをごらんください。債権放棄の調書になります。

債権の名称及び債権放棄の理由ごとに御説明いたします。

まず、町営住宅使用料です。

条例第16条第1号生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものは1人、95件で172万6,200円。

条例第16条第6号消滅時効が完成し、かつ死亡、所在不明により、債務の履行意思の有無を確認することができない理由によるものは2人、22件で41万2,400円。

町営住宅使用料合計では3人、117件で213万8,600円です。

続いて、し尿処理手数料です。

条例第16条第4号徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難、または少額の債権額に対して徴収経費が上回るなど不適当である理由によるもので1人、1件で9,920円です。

最後に、町立別海病院の診療費です。

条例第16号第1号生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものは2人、2件で4万4,670円。

条例第16条第4号徴収停止の執行をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお、履行させることが著しく困難、または少額の債権額に対し徴収経費が上回るなど不適当である理由によるものは38人、53件で163万1,030円。

条例第16条第6号消滅時効が完成し、かつ死亡、所在不明により、債務の履行意思の有無を確認することができない理由によるものは36人、60件で107万6,390円。

町立別海病院診療費合計では76人、115件で275万2,090円です。

なお、債権放棄年月日は平成29年3月31日となっております。

以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

◎日程第29 報告第5号

○議長（松原政勝君） 日程第29 報告第5号平成28年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであることを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 報告第5号の内容説明をいたします。

議案の26ページをお開きください。

報告第5号平成28年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度、健全化判断比率を、公営企業においては資金不足比率をその算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないと規定されており、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、平成28年度決算財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別冊で配付をさせていただいております。

また、本日、議会への報告とあわせまして、町のホームページ上でも公表を。広報紙べつかいには決算状況とあわせて公表予定でありますことを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

下の表をごらんください。

まず、最初の表で健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標があります。

一つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める比率をあらわし、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

平成28年度の一般会計の決算は黒字となったことから、赤字比率は生じておりません。

二つ目の連結実質赤字比率も、企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、町の全ての会計で黒字決算となったことから、こちらも赤字比率は生じておりません。

三つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの債務が標準財政規模に占める比率をあらわし、債務の財政負担の大きさや資金繰りの危険度を示すもので、過去3カ年の平均比率となります。

平成28年度の比率は11.6%となり、地方債の発行が制限される早期健全化基準の25%や財政再生計画を義務づけられる財政再生基準の35%を下回っております。前年度からは0.2ポイント改善しています。

四つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や債務負担行為額の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率をあらわしており、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものとなっております。

平成28年度の比率は52.1%で、こちらも早期健全化基準である350%を下回っております。前年度からは1.4ポイント改善しています。

次に、その下の表で資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を示す指標で、公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率を表しております。

本町では、下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計の公表となりますが、平成28年度は三つの会計全てにおいて資金不足額がなかったことから、資金不足比率は生じておりません。

以上で、報告第5号の内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は一般質問を午前 10 時から開きますので、御参集願います。

皆さん大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2 時 05 分